

Title	地方公共団体における予算編成
Author	木村, 収
Citation	経済学雑誌. 別冊. 97 卷 1 号
Issue Date	1996-04
ISSN	0451-6281
Type	Learning Material
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経済学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

地方公共団体における予算編成

木 村 収

I 地方公共団体における予算の意義と機能

予算は、地方公共団体が一定期間（会計年度－4月から翌年3月）において具体的執行を意図する事務事業を網羅的に列挙した行政計画について、収支均衡を前提とした、目的および性質別の体系的積算を特徴とする歳出とその財源的裏付けとなる歳入についての拘束力ある予定的見積り書である。

これを一口でいえば、「地方公共団体の一定期間における経済活動全般の見積り」、「一定期間における収入と支出の予定金額を一定の形式で表示した見積表」であるなどといわれる。そこには地方公共団体の政策の青写真が計数的に表示されており、これによって施策の重点や方向性を知ることができる。

予算は首長が提案（提案権は首長に専属）し、議会での議決（同意）によって成立する。（議会は修正権をもっているが、「当該予算の趣旨を損うような増額修正をすることは、長の発案権の侵害になると解する」ものとされている。）¹⁾

予算は、編成・審議・執行・決算と複数年度にわたる予算過程（「予算の循環」budget cycle）²⁾を経由していくが、この間、地方自治法、

地方財政法などの法令や条例・規則に裏づけられた財政民主主義の原則の枠組みの中で進行していく。

つぎに予算の多面的な役割、いいかえればその実質的意義をあげておく。

1. 政治的機能（コントロール機能）

(1) 財政権の賦与とそのコントロール機能

予算は議会が執行権者に予算を執行する権限を賦与するとともに義務と責任を課するという法的機能をもつ。予算制度は財政民主主義を実現する手段であり、民主的財政運営を図るようコントロールする目的をもっている。

なお、歳出予算は首長に支出権限を与えると同時に執行は予算の枠内という制約を設けているのにたいして、歳入予算は財源的裏づけを示すにすぎないもので、歳入金を収入する権限は、「予算」とは別に法令、条例、規則等に基づくものである。（歳入予算を上まわる収入がある場合は差し支えなく珍しいことではない）。

〳程は95年度中、決算過程は96年度（4、5月は95年度の出納整理期間でもある）。首長は監査委員の審査に付した決算をその意見を付して97年度の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。なお、議会の決算認定は確認行為であって、否決されても政治的効果は別として、決算そのものの効力に影響はなく、執行された収入・支出は有効である。

それぞれの過程は1年度予算毎のタイム・ラグをもって雁行的に予算の循環が進行していくこととなる。

1) 1977年10月3日、自治省行政局長通達。

2) 一つの予算循環は3年度にわたる。1995年度予算を例にとると、①予算案の編成・成立過程は94年度第2四半期から第4四半期、執行過

(2) 施策公示機能

予算においては、統一的に明瞭な形式で、事務事業の網羅的な姿やその財源をあいまいさを許さない客観的な計数表示によって示しており、これらの数字あるいはそれを足がかりとして施策の重点や行政の展開の方向性が明らかとなる³⁾。予算編成とその審議は地方公共団体における政策形成の場であり、予算書はその結果としての公示書でもある。

2. 経済的機能（財政政策機能）

財政の機能として、通常、①資源配分の調整、②所得の再分配、③経済の安定化の三つがあげられているが、こうした財政政策は予算の執行によって展開されることとなる。

このうち資源配分の調整は、予算編成作業のまさに核心的部分であるといえよう。限られた財源をどのような優先順位で多様な財政需要に割りつけるかという問題である。

第2、第3の機能は、かつては、「それらが全国的な規模での政策を必要とするという理由より、一部の地域のみを管轄する地方政府にゆだねられるのは不適切な機能であるといえよう⁴⁾」とされてきたが、今日ではこれらの機能も最近の総合経済対策などにおける地方の役割にみられるように、地方財政において無視できない役割を果しているといえよう。

3. 行政管理上の機能（マネージメント機能）

決算を終着点とする予算の執行過程において

3) ゴルトシャイトは「国家の職能は主として財政の構造によって決定され、予算は同時に、あらゆるイデオロギーの粉飾を脱げすた国家の骨格である」といい、ジャン・ボーダンは「財政は国家の神経である」といっている。（井出文雄『新稿近代財政学（第4次改訂版）』、財務経理協会、1982年、238ページ。）

4) 木下和夫・大阪大学財政研究会編『地方自治の財政理論』、創文社、1966年。

は、見込んだ財源を確保し、計上された予算にもとづいて予定された事務事業を適正かつ効率的に執行していくことが、やがて予算の実績表としての決算を作成明示しなければならない執行権者にとっての重要な責務である。

そのためには、予算を軸にした内部統制としての財務・会計統制と進行管理が大切な機能となる。ここに予算の財務・会計統制機能が期待されることとなる。そしてこの機能への期待が高まるとともに、単なる会計統制の域を超えて、事業計画からさらには実行段階においても財政統制を強めていく傾向が通常見られるところとなっており、予算をとおしての行政管理的機能とでもいうべき機能がみられるのである。

4. 計画機能（プランニング機能）

予算は会計年度における収支の予定的計画であり、しかもきわめて短期の計画であるという性格をもっている。予算の重要な機能である資源の配分は一会計年度についての配分ではあるが、そこでは常に中長期的な展望を抜きにするわけにはいかない。新規事業の採択は、通常後年度の財政負担を伴うし、一定の事業別計画に沿って予算計上されるものもある。

建物の建設にしても数年度間にまたがって支出を要するものが一般的である。

そして中長期の計画で定められた政策ビジョンや目標に沿って予算編成がなされることが望ましいことはいうまでもないことである。

財政当局も常に計画や計画的視点を頭にインプットしながら予算編成作業にたずさわっていると見えよう。

こうしたことから予算と計画との結合、あるいは予算を中長期的計画の時系列のなかに積極的に位置づける試みは、古くして新しい課題として検討されてきた。中期財政計画の問題もその一つの試みである。

しかし、中期財政計画策定の技術的困難さ、財政環境のきびしさ、将来予測の困難性に加え

て、「計画は本来、様々なグループの利害関係の調整という予算編成過程の本質となじみがない面がある」という問題点も指摘されている⁵⁾。

予算は予定的見積りであるが、不確実性の要素をできるだけ排除しようとする性質があって現状対応型であるのにたして、計画は未来志向型で不確実性がより強い。「財政は過去を背負って未来を見通しながら現在に生きるためのものである⁶⁾」ともいわれるのである。

たしかに困難な問題を多くかかえているが、毎年度中期財政計画と予算編成との突合を繰り返しながら改定をはかりつつ計画と予算の結合を志向するローリング方式の中期財政計画への模索が続いている⁷⁾。

II 予算原則

予算がその機能を十分に果せるように、財政民主主義の観点と財政秩序保持の必要性から、予算の基礎となるさまざまな原則がつけられてきた。これらの原則を列記すると、

(内容、形式についての原則)

- (1) 総計予算主義の原則—いっさいの収入、支出は予算に計上。
- (2) 単一予算主義の原則—一般会計を重点に編成。例外として特別会計。
- (3) 予算統一の原則—予算の科目及び様式は法令により定める。
(予算過程の原則)
- (4) 会計年度独立の原則—例外として歳計剰余

5) 地方財政研究会編「六訂財政分析」, ぎょうせい, 1995年, 340ページ。

6) 立田清士「計画と財政—地方団体の場合—」, 良書普及会, 1982年, 175ページ。

7) 財団法人日本都市センター編「都市における政策形成のあり方」, 第一法規, 1981年, 第4部。二橋正弘・河野栄「地方財政と計画と予算」, 第一法規, 1983年, 小島昭「自治体の予算編成」, 学陽書房, 1984年, 立田清士, 前掲書, その他多くの著作, 論文において論じられている。

金の繰越, 継続費の通次繰越, 繰越明許費等。

- (5) 予算事前議決の原則—翌年度の予算案は年度開始前, 都道府県及び指定都市では30日, その他の市町村にあっては20日までに議会に提出する必要あり。例外として, 義務費についての原案執行(地方自治法:77条), 首長の予算に関する専決処分(同179条), 公営事業等にかかる特別会計についての弾力条項(同218条)の規定がある。
- (6) 予算公開の原則—予算要領の公表, 財政事情の公表。

III 予算の内容

次の内容からなっている⁸⁾。(それぞれの地方団体は各会計別に必要な事項を予算の内容とする。)

- (1) 歳入歳出予算—当該年度の予算の中心であり一切の収入及び支出はすべて編入される。歳入は性質, 歳出は目的に従って款項に区分(議決科目という。項はさらに執行科目として, 目節に分れる)。
- (2) 継続費—大規模な事業で履行に数年を要する場合に, 経費を一括して, あらかじめ各年度の年割額を定め予算に計上。(当該年度分は歳出予算にも計上される。残額は通次繰越使用が可能)。
- (3) 繰越明許費—性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内に支出の終わらない見込みの経費について, 予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用が可能。
- (4) 債務負担行為—上記(1)~(3)の範囲内のものを除くほか, 地方公共団体が債務を負担する行為をするには, 予算で債務負担行為として

8) 国の予算の内容は, (1)予算総則, (2)歳入歳出予算, (3)継続費, (4)繰越明許費, (5)国庫債務負担行為, からなっており, (1)予算総則において歳入歳出予算等の総括的事項のほか, 公債発行の限度額, 大蔵省証券及び一時借入金の最高額, その他予算の執行に必要な諸事項を定めている。

定めておくことが必要。

- (5) 地方債—起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法。
- (6) 一時借入金—当該年度内の歳出予算の支出をするために支出現金が不足するさいに、借り入れるつなぎの短期の借入金。最高借入額が予算の内容。
- (7) 歳出予算の各項の経費と金額の流用—各款の間の流用は禁止。各項間の流用も原則禁止されているが、予算で定めるところにより流用可能。

以上であるが、(2)、(3)は会計年度独立原則の例外である。

Ⅳ 予算の種類

上記Ⅲ(1)の歳入歳出予算にはつぎのような区分がある。

- (1) 一般会計予算と特別会計予算—一般会計は地方公共団体の基本的な行政の経理を中心にした歳入歳出予算。特別会計は、単一予算主義の例外であるが、特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出にあて一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合にのみ、条例で設置することができる。

大阪市を例にとると、特別会計条例に基づき1995年度では19の特別会計が設けられている。その種類、根拠法令、概要は第1表のとおりである。

全会計予算の総計から、各会計相互間の計上上の重複額を控除したものを予算の純計といい財政統計・分析上の計数として用いる。

なお、企業会計予算の経理方式は、発生主義に基づく複式簿記の方式がとられている。(第2表に一般会計等に適用される官公庁会計と公営企業会計の対照表を示す。)

なお、一般会計に類似するものとして「普通会計」の概念があるので説明しておきたい。これは自治省の地方財政決算統計上における会計区分であって、公営事業会計⁹⁾以外のす

べての会計の合計である。したがって仮想上の存在であり実在する会計ではないが、共通のベースで、地方公共団体財政相互間の比較や時系列比較が可能であり、地方財政白書でも用いられる有用な概念である。

- (2) 原子算と当初予算—原子算は議会に最初に提案された予算。当初予算は4月1日現在の予算。原子算に補正や修正がなければ原子算は当初予算と一致する。

当初予算は基本となるものであることから「本予算」あるいは「通常予算」ともいわれる。

- (3) 補正予算—原子算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える予算（既定予算金額の増加を追加予算、減額（科目又は費目の削除や既定分の減額）を更正予算ともいう場合があるが、ひっくりめて補正予算という）。通常、当初予算において年度間に予想される経費が、計上されることとなるが、国の施策との関連や経済情勢の変化などとりまく情勢の変化もあり、地方公共団体では必要に応じて議会の定例会のさいに一年度間で数回の補正予算が行われることが多い。なお、首長の選挙が控えているなどの特別な事情があるときに政策的経費の計上を避けるなど必要最少額の経費の計上にとどめる予算を組む場合があり、これを「骨格予算」と慣例上称している。骨格予算後の補正予算は政策的経費や新規事業を加えることとなり、大型で「肉付け予算」といわれる。
- (4) 暫定予算—予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合などに地方公共団体の長が調整する会計年度中の一定期間にかかるつなぎ予算。本来の予算が成立すれば、暫定予算

9) 公営事業会計とは、①公営企業会計、②収益事業会計、国民健康保険事業等の事業会計、③その他の事業、で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業にかかる会計をいう。なお、大阪市の場合の普通会計については、第1表・参考2を参照のこと。

の有効期間及び支出残額の有無にかかわらず効力を失い本来の予算に吸収される。

V 地方公共団体における予算編成過程

予算編成権は首長に専属する(国の場合は内閣)。地方公営企業の長は予算原案を作成し首長に提出することとされており、予算編成権の一部を分担する。議会又は議員は予算の編成権限をもたない。

地方公共団体の予算編成の基本原則について地方財政法は、歳出について「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」ものとし、歳入については「あらゆる資料に基いて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」と規定している。(3条)

予算編成は、この原則にのっとりながら財政の健全性の確保を図りつつ、地方公共団体の政策目標又は行政目標を段階的、計画的に実現していく過程である。

そこでつぎに財政健全化についての実務上の指針として、地方財政調査研究会(自治省財政局指導課内)があげる「地方財政運営の基本原則¹⁰⁾」について参考に列記しておきたい。

- (1) 収支均衡の原則
- (2) 財政構造弾力性確保の原則—「経常的な支出は経常的な収入をもって充てる」とする。経常余剰(経常収入—経常支出)が大きいほど財政構造は弾力的であり、経常収支比率が一つのポイントとなる。
- (3) 行政水準の確保・向上の原則—(1)、(2)の原則も究極的には住民により高いサービスを提

供することための手段であってそれ自身が目的ではない。財政支出が住民の需要に対応していかに充足しているかがポイント。

- (4) 財政運営効率化の原則—「最少の経費で最大の効果をあげる」こと。地方自治運営の基本原則でもある。
- (5) 財政運営公正の原則—税負担に見合った公正な運営の必要性。公正とは、法令に従った適法な財政運営及び行政内容の妥当性。
- (6) 財政秩序適正化の原則—①国と地方公共団体の間の財政負担の明確化、②他の地方公共団体や住民への負担転嫁の禁止、③一般会計、特別会計を通じた財政の健全性の確保。
- (7) 長期的財政運営の原則—長期的視野での財政運営の必要性。なお、地方財政法第4条の2は、「地方公共団体は、予算を編成し、若くは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」と後年度の財政運営への配慮の必要性について規定している。

個々の地方公共団体によって財政事情は多様であるが、財政の健全性の確保の視点は予算編成において欠かすわけにはいかない。

よく家計においては「量入制出の原則」—入るを量りて出づるを制する—により、公経済の予算においては「量出制入の原則」—出づるを量りて入るを制する—による点が特徴的であるといわれてきた。しかし、租税負担に限界があるなど収入を弾力的に確保するには限界があり、量出制入原則は一つの理念にとどまり、実際の地方公共団体の予算編成においては、歳入見積りに合わせて予算規模を設定し歳出予算を組むこととなる。この場合においても歳出の増加を理由にして超過課税によって税収増を図ったり、使用料・手数料引上げによって財源を確保したりするのは家計にはできないことであり、量出

10) 地方財政調査研究会編(自治省財政局指導課内)「六訂財政分析」, ぎょうせい, 1995年, 第2章参照。

制入の原則が基本的原則として生きているとみることができる。

では地方公共団体での予算編成はどのようなスケジュールで行われるのであろうか。

市町村と都道府県とあり、さらに市町村のなかには大都市から小さな村まである。それぞれの地方公共団体における予算編成手続の流れには方向性において似たものであっても、具体的な作業の時期や方式には自ら異ったものがあり一律にまとめることはできない。

ここでは、高島博の論文¹¹⁾から「地方予算の標準的編成手続」の表(第3表)を引用し参考とするとともに、第4表に国の予算編成のスケジュールを示しておく。

これを大阪市の予算編成を例にあてはめてみると、前年夏の終り8月から年度末までおよそ半年にも及ぶ長いスケジュールである。

大阪市では、各局からの要求調書は事務的管理的経費であるA経費と重要施策経費で主に投資的臨時的経費であるB経費に区分される。8月中にこのA・B経費の区分を行い、A経費にあっては9月下旬に要求調書が提出され、計数の整理が財政当局との間で行われる。B経費の要求調書は11月中旬に提出される。その後A・B経費を合わせ財政当局のヒヤリング、市長助役への説明など多段階の調整過程を重ねながら予算編成作業は進行する。

国の来年度の経済見通しと経済運営の基本的態度や予算案が固まり、地方財政に影響する地方財政対策や翌年度の地方財政の概要、税制改正の要旨が明らかになる12月下旬から翌1月にかけて歳入の見積りを固めるとともに、歳出においても新たな状況への対応をしつつ予算案をまとめていく。

こうして予算案の計数が固まり一連の予算づくりが終るのは2月下旬である。

なお、A、B経費の区分は予算編成作業を進めるうえでの内部的便宜上の区分にすぎず、A、B経費を含めてこの段階ではじめて予算案の計数全体が確定することとなる。

予算案は市会に提出され、3月市会定例会で審議されることとなる。

通常スケジュールであった1994年度予算についてみると、94年2月22日の市会運営委員会で説明が行われ、3月1日からの市会に上程、審議の後3月30日に可決成立している。

地方公共団体における予算編成に関連した政策の意思決定システムには直接、間接に多くの要因が関与している。

本稿では紙数の関係もありその説明は省略するが、説明にかえて第5図を参考に示しておきたい。

特に地方公共団体の予算においては、自治団体としてまた総合的な地域経営の主体として自主性、自律性が最大限尊重されなければならないことはいうまでもないが、現実には、地方行財政制度の現状では国の政策による影響を受けることがきわめて大きい仕組みになっているといえる。

そこで、この点についての参考資料を第6表(6-1表から6-4表まで4表からなる)をあげておきたい。

また、第7表には国及び地方財政に中長期的に影響する国の「計画」の例をいくつかあげておきたい。

参考文献

- 佐藤進・林健久編『地方財政読本』(第4版)、東洋経済新報社、1994年。
 伊東弘文『入門地方財政』、ぎょうせい、1992年。
 能勢哲也・丸山高満編『現代地方財政学』、有斐閣、1987年。
 松本英昭『地方公共団体の予算』、ぎょうせい、1979年。
 小島昭『自治体の予算編成』学陽書房、1984年。
 加藤芳太郎『日本の予算改革』東京大学出版会、

11) 能勢哲也・丸山高満編『現代地方財政学』、有斐閣、1987年、第3章40ページ。

- 1982年。(国の予算関係)
加藤芳太郎『自治体の予算改革』, 東京大学出版会, 1982年。
地方財政調査研究会編『六訂財政分析』, りょうせい, 1995年。
二橋正弘・河野栄『地方財政と計画と予算』, 第一法規, 1983年。
立田清士著『計画と財政』, 良書普及会, 1982年。
宮元義雄『地方財務事務』(第1次改訂版), 学陽書房, 1991年。
荻田保監修・中島正郎編著『予算の見方・つくり方』, 平成8年度版, 学陽書房, 1996年。
- (財)日本都市センター編『都市における政策形成のあり方——予算編成過程を中心にして——』, 第一法規, 1981年。
丸山高満『予算の編成と執行』, 日本経営出版会, 1988年。
坂篤郎編『図説 日本の財政』東洋経済新報社, 1995年。(国の予算関係)
新藤宗幸『日本の予算を読む』筑摩書房, 1995年。(国の予算関係)
『地方財政白書』(毎年度)。
その他多くの実務家による解説書が出版されている。

表 の 目 次

- 第1表 大阪市の一般会計及び特別会計
- 第2表 官公庁会計と公営企業会計
- 第3表 地方公共団体の予算編成と国の予算編成
- 第4表 国の予算編成過程（通常の場合）
- 第5表 地方公共団体の予算編成過程における政策形成要因関連図
- 第6表 国の財政と地方財政の関係についての資料（自治省資料による）
 - 6-1 国民経済と地方財政
 - 6-2 国と地方の税財源の配分
 - 6-3 地方財政計画の推移
 - 6-4 国の予算と地方財政計画との関係（平成7<1995>年度）
- 第7表 国の計画の例
 - 7-1 全国総合開発計画の概要と道路の位置づけおよび国土軸構想
 - 7-2 公共投資基本計画
 - 7-3 公共事業長期計画（5箇年計画）
 - 7-4 日本の経済計画一覧

第1表 大阪市の一般会計及び特別会計

(単位百万円)

会計名		根拠法令	予算額(当初)		各会計の概要
			1995年度	1996年度	
一般会計			1,907,527	1,922,859	大阪市の基本的な行政の経理を行う
特別会計(19会計)			2,512,186	2,554,382	
政令等特別会計(10会計)	大学医学部付属病院事業会計	地方財政法第6条及び地方財政法施行令第12条	33,052	34,422	大阪市立大学医学部における医学の教育、研究及び診療を行う。
	食肉市場事業会計		5,222	5,266	市民等の日常生活に必要な食肉を供給する。
	市街地再開発事業会計	条例特会(公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律・都市再開発法)	66,713	82,585	市街地再開発事業(大阪駅前ビル、阿倍野地区)を行う。
	駐車場事業会計	条例特会(駐車場法)	10,555	8,275	本市域における自動車の駐車のための施設の整備を行い、もって道路交通の円滑化をはかる。
	有料道路事業会計	条例特会(有料道路整備資金貸付要領)	1,627	1,375	有料道路事業(淀川新橋)を行う。
	土地先行取得事業会計	条例特会(都市開発資金の貸付に関する法律)	114,611	117,408	公共用地の先行取得及び都市開発資金による土地取得を行う。
	母子寡婦福祉貸付資金会計	母子及び寡婦福祉法	361	406	母子寡婦福祉資金貸付事業の収支を扱う。
	国民健康保険事業会計	国民健康保険法	213,920	224,340	被保険者に対して、疾病等に関する保険給付及び保健施設の併用を行う。
	心身障害者扶養共済事業会計	条例特会	239	471	心身障害者の扶養共済を行う。
	老人保健医療事業会計	老人保健法	211,608	227,662	70歳以上の老人等の医療に関する収支を扱う
准公営企業会計(4)	市民病院事業会計	地方公営企業法	56,586	56,884	市民等の健康を保持するため、適正な医療を提供する。
	中央卸売市場事業会計		22,054	21,035	市民等の日常生活に必要な生鮮食料品等を供給する。
	港営事業会計		85,288	71,593	大阪港における港湾施設提供事業及び南港埋立事業を行う。

会計	下水道事業会計		167,576	165,075	排水施設の整備充実を図り、下水を速やかに排除して、環境の浄化を図る。	
	公営企業会計	地方公営企業法	自動車運送事業会計	38,015	38,404	交通需要の増大と道路交通事情の悪化に対処し本市域及びその周辺地域にわたり交通の便益を提供する。
			高速鉄道事業会計	387,132	383,946	
			水道事業会計	123,939	132,290	飲用水、その他の浄水並びに工業用水を供給する。
			工業用水道事業会計	5,080	4,814	
	公債費会計	条例特会	968,608	978,131	各会計の事業に係る公債関係収支を整理する会計	
合計(20会計)		4,419,713	4,477,241			
統計(会計間重複を控除)		3,137,725	3,169,486			

(参考1) 一般会計と特別会計

- 一般会計……通常の公共事務事業に要する経費の収入・支出を扱う会計であって、たとえば、教育、民生、衛生、清掃、消防、土木等基本的行政にかかる各事務事業の収支を経理する
- 特別会計……特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出にあて、一般の歳入・歳出と区分して経理する必要がある場合に法令または条例に基づいて設置される会計
 - ▲ 政令等特別会計……特別会計のうち準公営企業会計と公営企業会計を除いたもので、一般会計と同様地方自治法の財務関係規定の適用をうけ単式簿記の会計経理の方法により処理される。
 - ▲ 準公営企業会計……地方公営企業法の規定(財務規定等、組織、身分取扱い)のうち財務規定等の規定が適用される企業にかかる会計。企業会計方式の複式簿記の会計経理の方法により処理される。
 - ▲ 公営企業会計……地方公営企業法の規定の全部が適用される企業にかかる会計
- 公債費……各会計の公債関係の歳入・歳出を一括して経理する整理会計

(参考2) 普通会計……自治省の地方財政決算統計上における会計区分であって、公営事業会計以外のすべての会計を普通会計とし、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるものである。

(注) 公営事業会計とは

- 公営企業会計(地方財政法施行令12条に掲げる事業)
- 収益事業会計、国民健康保険事業会計等の事業会計
- 上記以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業にかかる会計

○大阪市の場合の普通会計

$$= \text{一般会計} + \left(\begin{array}{l} \text{市街地再開発事業会計の一部} \\ \text{土地先行取得事業会計} \\ \text{母子寡婦福祉貸付資金会計} \\ \text{心身障害者扶養共済事業会計} \end{array} \right) - \text{会計相互間の重複}$$

○大阪市の普通会計規模(決算は歳出)

平成5年度(決算)	1,775,550百万円
平成6年度(当初予算)	1,846,425百万円(決算1,808,681百万円)
平成7年度()	1,911,215百万円

第2表 官公庁会計と

会計別 事項別	官 公 庁 会 計		公 営 企 業 会 計	
	事 項	参照条文	事 項	参照条文
1 経理 の方法 2 予算	1 現金主義	自治令 142, 143	1 発生主義	法20, 令 9-13
	2 官公庁簿記(単式簿記)	自治法 149, 211 I	2 複式簿記	法8, 24 II
3 決算	1 調製者…長	自治法 218 IV	1 調製者…長であるが、管理者に 原案作成権が与えられ ており、長はこれを尊 重し、必要な調整を加 える	法24 III
	2 支出の特例 (イ) 弾力条項 対象特別会計は条例で定め、職 員の給料について弾力条項は、 適用されない。	自治令149	2 支出の特例 (イ) 弾力条項 対象経費については附 加制限なし。	法26, 令 19, 則12 別表⑨
	(ロ) 規定なし	自治法 213, 自 治令146	(ロ) 建設改良費の繰越	法26, 令 19, 則12 別表⑨
	(ハ) 明許繰越	自治法 15の4	(ハ) 規定なし	令17 I, 則12, 別 表⑤
	3 予算書および関係書類 (イ) 予算事項 継続費、繰越明許費、債務負担 行為、地方債、一時借入金、各 項の経費の金額の流用	別記様式 自治法 215, 自治 令147 II 自治則14	3 予算書および関係書類 (イ) 予算事項 業務の予定量、継続費、債務負 担行為、企業債、一時借入金、 各項の経費の金額の流用、流用 禁止経費、一般会計または他の 特別会計からの補助金、利益剰 余金の処分、たな卸資産購入限 度額、重要な資産の取得、処分	令17 II, 則12, 別 表⑤
	(ロ) 歳入歳出予算 款項に区分	自治法 216, 自 治令147, 自治則15 I	(ロ) 予定収入予定支出予算 収益的収入支出と資本的収入支 出に大別し款項に区分	法25, 則 12, 別表 ⑥~⑧
	(ハ) 添付書類 歳入歳出予算事項別明細書、地 方債明細書、その他	自治法 211 II, 自 治令144, 自治則15 の2	(ハ) 添付書類 予算実施計画、資金計画、前事 業年度の予定損益計算書、前事 業年度および当該事業年度の予 定貸借対照表、その他	法30 I 法30 I 法30 IV
	1 手続 (イ) 調製者…出納長または収入役	自治法 233 I	1 手続 (イ) 調製者…管理者	法30 I 法30 I
	(ロ) 調製期限…出納閉鎖後3月以 内	自治法 233 I	(ロ) 調整期限…事業年度終了後2 月以内	法30 IV
	(ハ) 議会の認定…つぎの通常予算 を審議する会議までに議会の認 定に付する。	自治法 233 III	(ハ) 議会の認定…事業年度終了後 3月以降に最初に招集される定 例会である議会の認定に付する。	法30 I, VI, 則12, 別表⑩~ ⑬
2 決算書類および関係書類 (イ) 決算 歳入歳出決算書	自治法 233, 自治 令166 I, III, 自治 則16	2 決算書類および関係書類 (イ) 決算 決算報告書(予算決算対照表)、 損益計算書、剰余金計算書また は欠損金計算書、剰余金処分計 算書または欠損金処理計算書、 貸借対照表。		

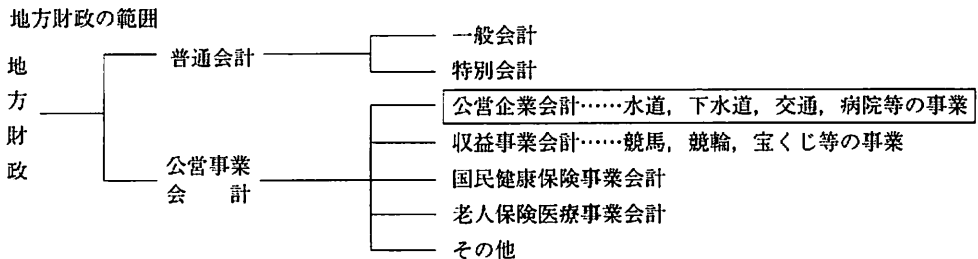
公営企業会計

会計別 事項別	官 公 庁 会 計		公 営 企 業 会 計	
	事 項	参照条文	事 項	参照条文
4 年度 5 企業債 6 一時 借入金 7 出納 8 計理 状況の報 告	(ロ) 添付書類 証書類, 主要施策成果説明書類, 歳入歳出決算事項別明細書, 実 質収支に関する調査, 財産に関 する調査	自治法 233 I, IV, 自治 令166, II, III, 自治則16 の2	(ロ) 添付書類 証書類, 事業報告書, 収益費用 明細書, 固定資産明細書, 企業 債明細書	法30 I, 令23, 則 12, 別表 ⑮~⑰
	3 歳計剰余金の処分 翌年度の歳入に編入または基金 に編入	自治法 233の2	3 利益剰余金および資本剰余金の 処分 欠損金補てん, 積立て等	法32, 令24
	4 歳入不足 翌年度歳入の繰上充用	自治令 166の2	4 欠損金の処理 繰越利益剰余金等で補てんまた は繰越	法32の2, 令24の3, 法20
	出納整理期間 翌年度の5月31日まで	自治法 235の5	出納整理期間なし	
	規定なし		償還期間を定めない企業債を起こす ことができる。 1年以内に限り借換ができる。	法23 法29 II, III 法27, 28
	出納機関 (イ) 出納長または収入役, 副出納 長または副収入役, 出納員, そ の他の会計職員	自治法 168, 171	出納機関 (イ) 管理者, 企業出納員現金取扱 員	
	(ロ) 指定金融 (収納および 機関 支払事務を 指定代理 取扱う。) 金融機関 収納代理金融機関 (収納事務の一部を取扱う。)	自治法 235, 自 治令168	(ロ) 出納取扱金融機関 (収納および支払事務の一部を取 扱う。) 収納取扱金融機関(収納事務の一 部を取扱う。)	法27 I 但 書, 令22 の2
	規定なし		毎月末日をもって作成, 翌月20日ま でに提出 提出書類, 試算表, 資金予算表	法31, 則 11, 12, 別表⑱, ⑳

(出所) 地方公営企業制度研究会編『地方公営企業の概要』(財)地方財務協会, 1995年, 42-43ページにより, 「官公庁会計」と「公営企業会計」の順序は逆にした)

(筆者注) 1. 本表中「自治法」は地方自治法の, 「法」は地方公営企業法の略であり, 「令」は施行令, 「則」は施行規則の略である。

2. 地方財政の範囲は次のとおりである。



3. 「官公庁会計」は上記「公営企業会計」以外に適用される。

第3表 地方公共団体の予算編成と国の予算編成

期 日	地 方 公 共 団 体		国		
	各 行 政 部 局	財 政 当 局	自 治 省 (各省庁)	大 蔵 省	政 府
4月			翌年度必要経費 試算		
5月			省内調整		
6月		地方債起債申請(一 般市町村は府県地方 課を経て)	局段階の調整	標準予算局議	
7月		基準財政需要, 基準 財政収入の算定とま とめ	予算概算要求の まとめ		
		(連絡)	(内示)	概算要求方針 決定	閣議了解
8月	実績を基準に上積み 経常経費の算定	地方税収見積りと翌 年度の財源対策の見 積り, 調整・検討	予算審議局議 省庁予算案 (省議)		
9月			予算概算要求書	(提出)	
9月中旬	政策的経費の審議 (2~3回)	(1)既定経費の見直し (2)標準予算の検討	次年度地方債計 画案とりまとめ	予算編成作業 統一査定方針決 定	政府税制調査会
10月	翌年度の起債事業の 要望	(地方債起債一覽表 の作成—地方課)	(査定)	概算要求額集計	(閣議に報告)
下旬		収支見通し作成		(説明聴取)	
11月中旬		予算編成方針の決定 通知		(政党と折衝)	
11月下旬	予算の見積書(予算の 概算要求書)の作成	(提出)			「予算編成方針」 閣議決定
12月中旬	担当部課	概算要求額集計 (説明聴取)	(内示)	予算査定原案	(閣議に提出)
12月下旬	経常的経費・中間的 経費などの第1次査 定	(説明聴取)	復活折衝	「大蔵原案」	「政府予算案」
1月中旬	政策的経費などの第 2次査定	課内調整	「地方債計画」	「財政投融资 計画」	国会に提出
1月下旬	復活折衝(内示)	局内調整			閣議決定
2月上旬	復活調整		「地方財政計画」 ↓ 国会に提出		国会に提出
2月中旬		(内示)			
		トップ最終査定 一般財源ベースでの収 支見通しとその再確認			
2月下旬		計 数 整 理 議 案 作 成 予算発表資料等作成 ↓ 議 会 に 提 出			

(注) 松本英昭『地方公共団体の予算』ぎょうせい, 1979年, 433ページ, および能勢哲也『現代財政学』有斐閣, 1986年, 36ページを参考。

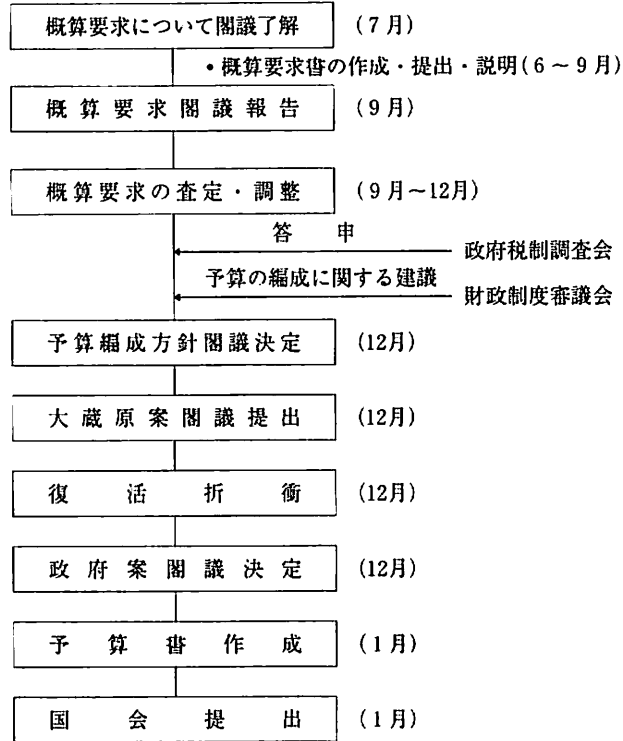
(出所) 能勢哲也・丸山高満編『現代地方財政学』, 有斐閣, 1987年, 40ページ, 図3-2。

(参考) 平成7(1995)年度地方公共団体の予算編成に関連する国の動向(例年分)

(1994年12月～1995年3月)

- 1994年12月13日 地方財政審議会「平成7年度の地方財政についての意見」
- ♪ 12月15日 政府税制調査会「平成7年度の税制改正に関する答申」
- ♪ ♪ 連立与党「平成7年度税制改正大綱」
- ♪ 12月16日 財政制度審議会「平成7年度予算の編成に関する建議」, 「歳出の削減合理化の方策に関する報告」
- ♪ 12月18日 平成7年度地方財政対策決着(自治・大蔵両大臣間)
- ♪ 12月19日 平成7年度予算編成方針閣議決定, 平成7年度経済見通しと経済運営の基本的態度閣議了承
- ♪ 12月20日 平成7年度予算大蔵原案閣議。(各省庁へ内示)
- ♪ 12月24日 平成7年度予算大臣折衝
- ♪ 12月25日 平成7年度予算概算閣議, 地方債計画
- 1995年1月17日 (阪神・淡路大震災)
- ♪ 1月19日 全国都道府県財政課長・地方課長会議
- ♪ 1月31日 平成7年度地方財政計画閣議了解
- ♪ 2月3日 平成7年度地方団体の歳入歳出総額の見込額閣議決定
- ♪ ♪ 地方税法の一部を改正する法律(平成7年度改正)閣議決定
- ♪ 2月10日 地方交付税法の一部を改正する法律案(7年度当初)閣議決定・国会提出
- ♪ 3月17日 地方交付税法の一部を改正する法律案(7年度当初)参議院可決により成立(平成6年度23年ぶりの年度内成立に続く年度内成立)
- ♪ 3月22日 平成7年度予算成立(年度内成立は昭和46年度予算以来24年ぶり)
- (• ♪ 4月18日 自治事務次官の道府県知事あて通知「平成7年度地方財政の運営について」)

第4表 国の予算編成過程(通常の場合)



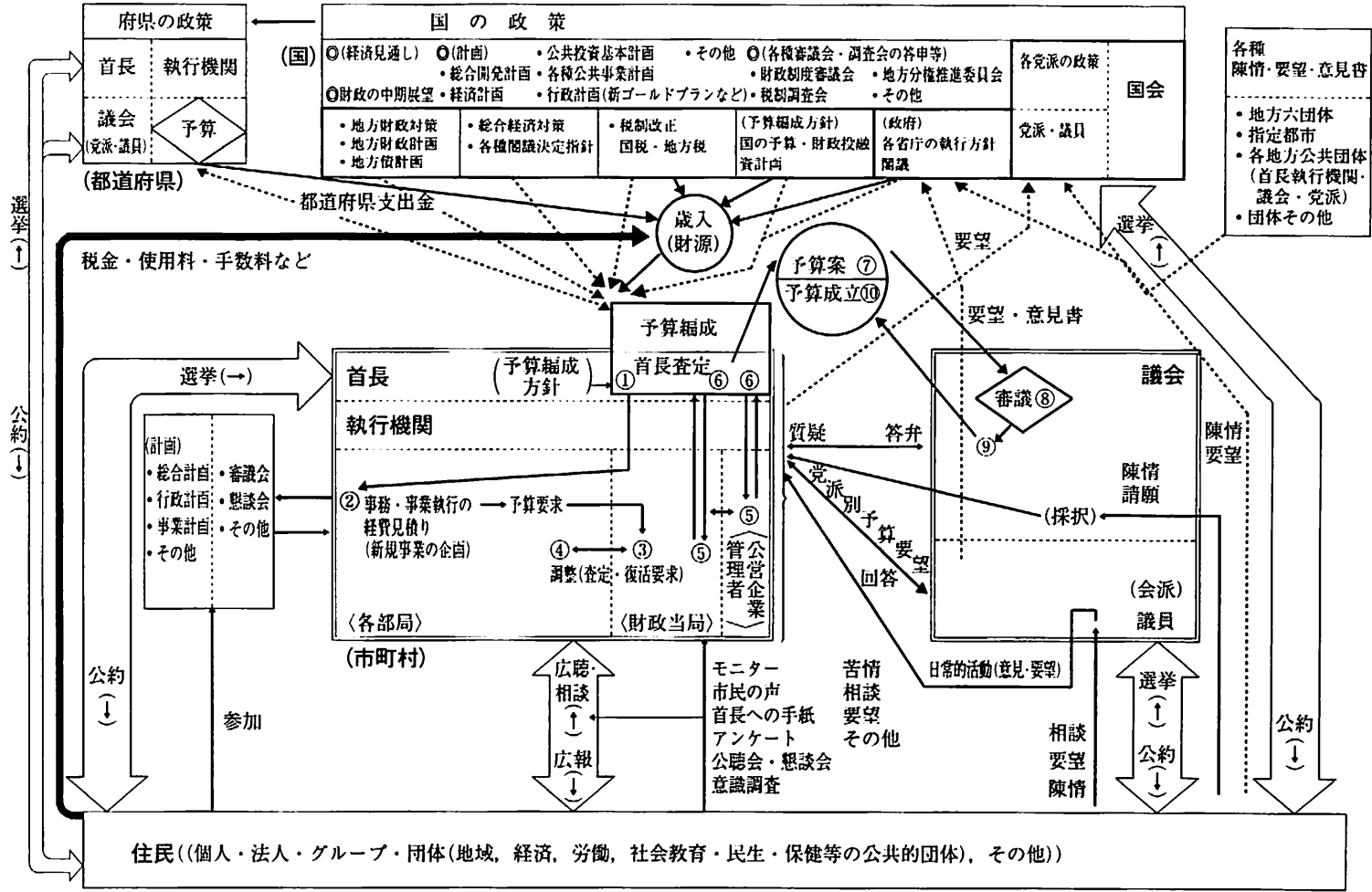
(出所) 財行政管理センター「データ・ブック日本の行政1994」, 166ページ。

(参考) 1995年度予算の編成日程は次のとおり
平成7(1995)年度予算の編成日程

摘 要	日 程
平成7年度の概算要求について(閣議了解)	平成6年7月29日
各省庁において概算要求重点事項の検討	8月中
各省庁において予算の見積り作業	〃
各省庁より概算要求書の提出	8月31日
各省庁より概算要求の説明	9月上旬~中旬
大蔵省の予算編成作業	9月上旬~12月中旬
平成7年度の経済見通しと経済運営の基本的態度(閣議了解)	12月19日
予算編成方針(閣議決定)	〃
税制改正大綱(閣議提出)	12月20日
大蔵原案閣議提出, 各省庁への内示	〃
復活折衝	12月21日~24日
概算閣議	12月25日
税制改正要綱(閣議決定)	平成7年1月13日
提出閣議	1月20日
平成7年度の経済見通しと経済運営の基本的態度(閣議決定)	〃
予算国会提出	〃
大蔵大臣財政演説	1月11日
予算衆議院可決	2月27日
予算参議院可決成立	3月22日

(出所) 坂篤郎編「図説 日本の財政」平成7年度版, 東洋経済新報社, 1995年, 70ページ第Ⅱ.1.4表。

第5表 地方公共団体の予算編成過程における政策形成要因関連図



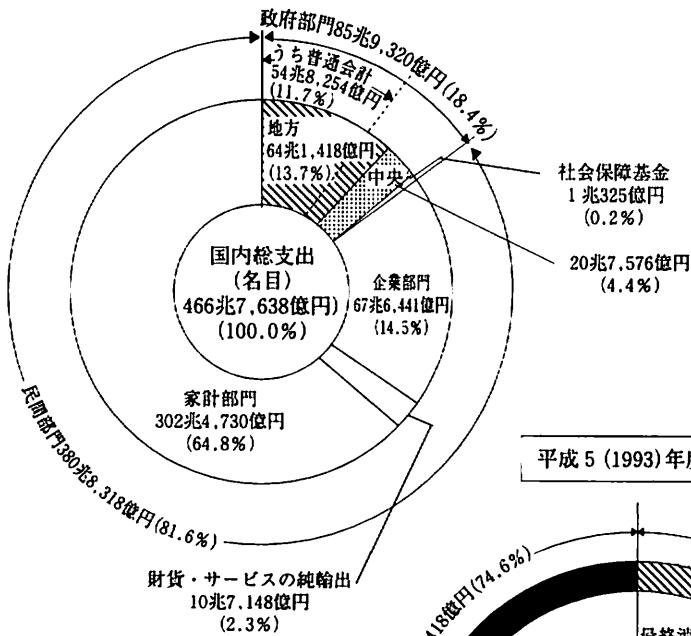
地方公共団体における予算編成

第6表 国の財政と地方財政の関係についての資料(自治省資料による)

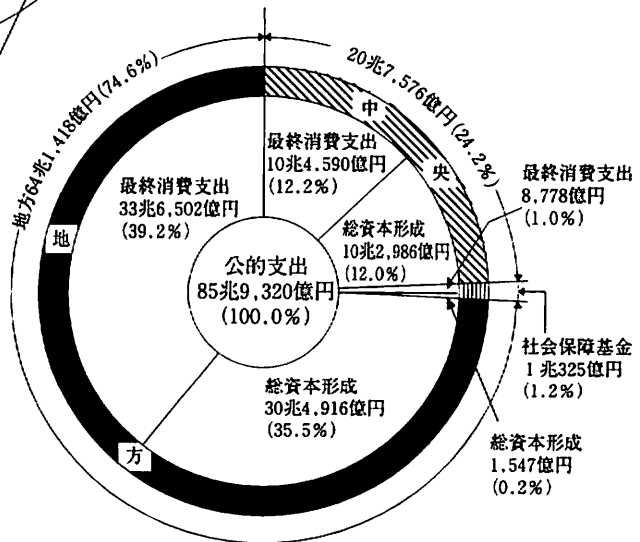
6-1 国民経済と地方財政

国民経済の面から地方財政についてみると、国内総支出の中では全体の14%を占め、公的支出の中では、最終消費支出の75%、総資本形成の75%、合計で75%を分担しており大きな役割を果たしている。しかも、地方財政を通じる支出は、国土全体に遍く行きわたるものであり、各地方の地域社会に及ぼす経済効果は極めて大きく地域経済は地方財政の動向と密接なかかわりを持っている。

平成5(1993)年度の国内総支出と地方財政



平成5(1993)年度の公的支出の状況



〔地方財政の状況(平成7年3月)〕

(出所) 自治省財政局「地方財政関係資料」(1995年7月)。

6-2 国と地方の税財源の配分

国民が負担する租税の国と地方の配分は、63：37となっている。

地方団体が必要とする財源は、基本的には、地方税をもって賄われることが望ましいが、地域の経済力の格差により税源の偏在が著しい我が国の現状に鑑み、一定の行政水準を維持するため、地方交付税制度により財源の不均衡を調整している。

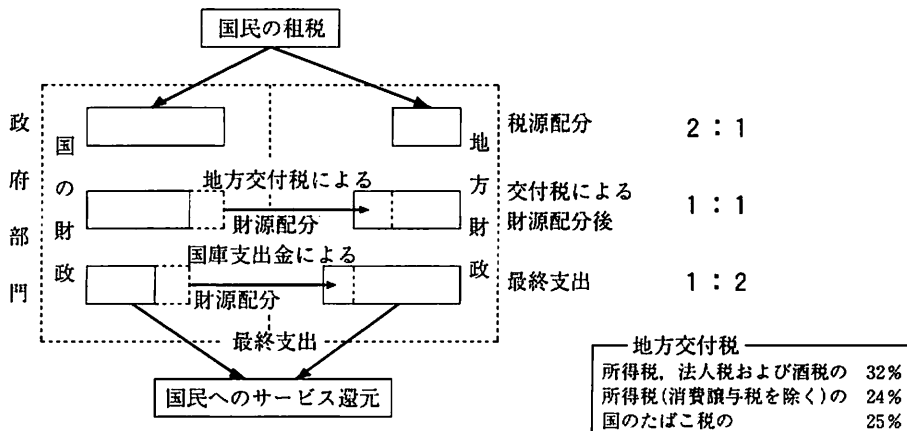
また、国は地方団体に対して、特定の国税の全部又は一部を地方譲与税として譲与しているほか、補助金・負担金・委託金等を交付している。

これらにより、最終的な国と地方の支出額は、34：66となっている。

(1) 国税と地方税の状況(平成5(1993)年度)

租 税 総 額 = 90 兆 7,055 億円	
国 税	地 方 税
57兆1,142億円 (租税総額の63.0%) 直接税：間接税等=69：31	33兆5,913億円 (租税総額の37.0%) 直接税：間接税等=90：10

(2) 国・地方間の財源配分



(3) 歳出純計における国と地方の状況(平成5(1993)年度)

国と地方の歳出総額(純計) = 139兆8,563億円	
国	地 方
48兆1,591億円 (歳出総額の34.4%)	91兆6,972億円 (歳出総額の65.6%)

(出所) 自治省財政局『地方財政関係資料』。

6-3 地方財政計画の推移

(単位: 億円, %)

年 度	地 方 財 政 計 画		(参考) 国 の 予 算 (当初)	
	歳入歳出総額見込額	対前年度伸率	一般会計予算額	対前年度伸率
昭和50(1975)年度	215,588	24.1	212,888	24.5
51(1976)	252,595	17.2	242,960	14.1
52(1977)	288,365	14.2	285,143	17.4
53(1978)	343,396	19.1	342,950	20.3
54(1979)	388,014	13.0	386,001	12.6
55(1980)	416,426	7.3	428,888	10.3
56(1981)	445,509	7.0	467,881	9.9
57(1982)	470,542	5.6	496,808	6.2
58(1983)	474,860	0.9	503,796	1.4
59(1984)	482,892	1.7	506,272	0.5
60(1985)	505,271	4.6	524,996	3.7
61(1986)	528,458	4.6	540,886	3.0
62(1987)	543,796	2.9	541,010	0.0
63(1988)	578,198	6.3	566,997	4.8
平成元(1989)年度	627,727	8.6	604,142	6.6
2(1990)	671,402	7.0	662,368	9.6
3(1991)	708,848	5.6	703,474	6.2
4(1992)	743,651	4.9	722,180	2.7
5(1993)	764,152	2.8	723,548	0.2
6(1994)	(791.443) 809.281	(3.6) 5.9	730,817	1.0
7(1995)	825.093	(4.3) 2.0	709,871	▲2.9
8(1996)	852,848	3.4	751,049	5.8

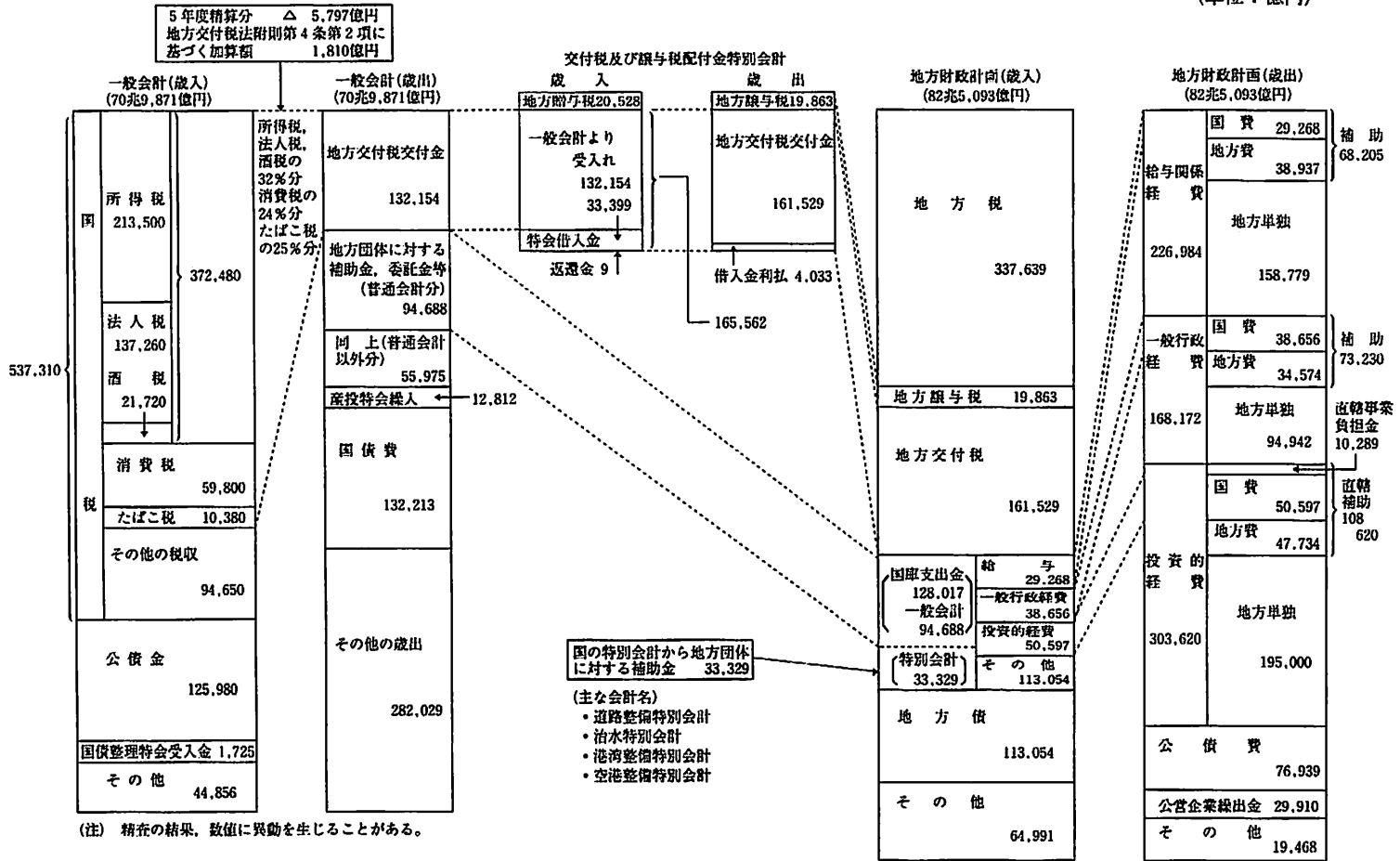
(注) ()内は、特定資金公共事業債の繰上償還金(17,838億円)を除いた場合である。

(出所) 自治省財政局「地方財政関係資料」(1995年7月)。

(参考) 地方財政計画は、例年2月に地方交付税法第7条の規定によって、内閣が作成し国会に提出することとされている都道府県および市町村にかかる翌年度の歳入歳出の総額の見込額に関する書類。国の政策に基づきマクロ的に積算した一定水準での歳入歳出の総額であって、歳出の上限を規制する「予算」ではない。普通会計ベース。

6-4 国の予算と地方財政計画との関係(平成7(1995)年度)

(単位：億円)



第7表 国の計画の例

7-1 全国総合開発計画の概要と道路の位置づけおよび国土軸構想

	全国総合開発計画(全総)	新全国総合開発計画(新全総)	第三次全国総合開発計画(三全総)	第四次全国総合開発計画(四全総)
策定時期	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日
目標年次	昭和45年	昭和60年	昭和52からおおむね10年間	おおむね昭和75年(平成12年)
背景	1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題, 所得格差の拡大 3 所得倍増計画(太平洋ベルト地帯構想)	1 高度成長経済 2 人口, 産業の大都市集中 3 情報化, 国際化, 技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口, 産業の地方分散の兆し 3 国土資源, エネルギー等の有限性の顕在化	1 人口, 諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化などにより, 地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展
基本目標	〈地域間の均衡ある発展〉 1 都市の過大化の防止と地域格差の縮小 2 自然資源の有効利用 3 資本, 労働, 技術等の諸資源の適切な地域配分	〈豊かな環境の創造〉 1 長期にわたる人間と自然との調和, 自然の恒久的保護, 保存 2 開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化 3 地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編効率化 4 安全, 快適, 文化的環境条件の整備保全	〈人間居住の総合的環境〉 1 限られた国土資源を前提とする 2 地域特性, 歴史的伝統的文化を尊重する 3 人間と自然との調和をめざす	〈多極分散型国土の構築〉 安全でうるおいのある国土の上に, 特色ある機能を有する多くの極が成立し, 特定の地域への人口や経済機能, 行政機能等諸機能の過度の集中がなく, 地域間, 国際間で相互に補完, 触発しあいながら交流している国土を形成
開発方式及び主要計画課題	〈拠点開発構想〉 目標達成のための工業の分散を図ることが必要であり, 東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し, 交通通信施設によりこれを有機的に連携させ相互に影響させると同時に, 周辺地域の特性を生かしながら連鎖反動的に開発をすすめ, 地域間の均衡ある発展を実現する。	〈大規模プロジェクト構想〉 新幹線, 高速道路等のネットワークを整備し, 大規模プロジェクトを推進することにより, 国土利用の偏在を是正し, 過密, 過疎, 地域格差を解消する。	〈定住構想〉 大都市への人口, 産業の集中を抑制し, 一方, 地方を振興し, 過密過疎問題に対処しながら, 全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	〈交流ネットワーク構想〉 地域が主体となった個性豊かな地域づくりを行い, 一方, 地域間の交流を支える高速交通体系等の整備を図る。さらに交流の機会づくりを推進し, 交流の拡大による地域相互の分担と連携関係の深化を図る。
道路関係	東京, 大阪間に引き続いて, 大規模地方開発都市と, 既成大集積地帯の諸都市を結ぶ高速自動車国道の整備	7大中核都市(札幌, 仙台, 東京, 名古屋, 大阪, 広島, 福岡)を結ぶ高速道路等の先行的整備	〔全体構想〕 7,600km(既定国幹道)+本四, 日本海沿岸, 四国縦貫等10,000km 〔目標〕 昭和60年までに 4,500km~5,000km	〔全体構想〕 14,000km 〔目標〕 2000年までに概ね 8,000~9,000km
国土軸構想	1 全総では, 国土をその利用状況に応じて過密地域, 整備地域, 開発地域の3つに区分しているが, これからは地域別の対策は出てきても, 地域間の機能連結を目指す国土軸構想までには距離がある。 2 拠点開発方式において, 各開発拠点をじゅず状に連結させる構想を打ち出したことは, 太平洋ベルト地帯構想よりは全国的視点での国土軸構想に近づいている。 3 開発拠点の先行的な整備により, 周辺地域も連鎖反動的に発展させるといふ国土開発の戦略性の面において新全総における国土の軸構想につながる点を見い出せる。	1 国土計画では, 新全総ではじめて軸の概念が現れる。 2 具体的には, 札幌, 仙台, 東京, 名古屋, 大阪, 広島, 福岡の7大中核都市を結ぶラインであり, その構成要素は新交通通信網である。 3 新全総策定当時は, まだ交通・通信体系の整備も進んでおらず, 列島全域をネットワーク化することは長期的課題であった。従って, とりあえず7大都市を連結することで, それを軸の形成とした。 4 国土の軸の総合的・先行的整備と地域内交通体系の整備により, 日本列島全域にわたる地域相互間格差の解消と各地域の均衡化を期待している。	1 三全総の基本的な思想は, それぞれの定住圏での内部充実を図ることであり, 全総や新全総でみられた拡大発展のダイナミズムの姿勢については, 経済環境の変化等もあり, 方向性が変わってきている。 2 定住圏の内部充実が基本思想であるために, 国土軸構想については計画の前面に出ていない。	1 四全総における主軸形成の基本認識についてみると, 国土の主軸は形成されつつあるが, 地方圏の発展を促すためには, 未完成の地方主要都市を連結する全国的なネットワークを早期に完成させる必要があるとしている。 2 主軸形成の重要性については, 既に形成されて主軸沿線での活性化が進んでいる, との認識の下で, この主軸の効果を全国土に波及させる交通ネットワークを形成し, これを基礎とした交流の活性化により, 多極分散型国土の形成を促すことが重要としている。

(出所) 久世克典「新たな国土政策の方向と課題(三)」『自治研究』71巻9号, 1995年9月, 11ページ表-13。

7-2 公共投資基本計画

(平成6年10月7日、閣議了解)

公共投資の規模

公共投資の規模については、本格的な高齢化社会の到来を間近に控え、豊かで質の高い生活を支える発展基盤を構築する見地から、社会資本が21世紀初頭には全体としておおむね整備されることを目標とし、経済全体とバランスを考慮しつつ、計画期間中におおむね、600兆円の公共投資を行い、これに、今後の内外諸情勢の変化や経済社会の変容等に対し柔軟に對しうるよう弾力枠30兆円を加えて公共投資総額をおおむね630兆円とする。

公共投資の配分

(1) 公共投資は、高齢化、情報化、国際化の進展といった社会経済情勢の変化や今後ますます多様化、高度化する国民のニーズに対応し、重点的に配分していく必要がある。

本計画では、前計画の考え方を踏まえ国民生活の豊かさを実感できる経済社会の実現に向けて、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、住宅・宅地の整備等の直接的に国民生活の質の向上に結びつくものへの配分の重点化を継続しつつ、この中で、急速な高齢化の進展に対応した福祉の充実を図るとともに、高度情報化等にも適切に対応する。このため、公共投資額のうち生活環境・福祉・文化機能に係るものの割合を60%台前半に増加させるものとする。なお、その他機能に分類されるものの中においても、高齢化、高度情報化等により生ずる新たなニーズへの対応に資するものがあり、これらについても重点的、効果的配分を行う。

(2) 地域別配分については、地域の活性化を通じた多極分散型国土の特色ある発展を図ることを基本とし、重点的、効果的配分を行い基礎的条件整備を積極的に推進する。東京圏については、新たな集中を招くことのないよう配慮しつつ、生活環境の改善のための社会資本整備を着実に推進する。

(出所) 久世公亮「新たな国土政策の方向と課題(三)」『自治研究』71巻9号1995年9月、6ページ表-12。

7-3 公共事業長期計画(五箇年計画)

区 分	現 行 計 画		新 計 画	
	期 間	金 額	期 間	金 額
海 岸	平成3'~7'年度	13,000億円	平成8'~12'年度	15,100億円
港 湾	3'~7'	57,000	8'~12'	65,500
空 港	3'~7'	31,900	8'~12'	34,000
下 水 道	3'~7'	165,000	8'~12'	200,000
廃棄物処理施設	3'~7'	28,300	8'~12'	47,900
都 市 公 園 等	3'~7'	50,000	8'~12'	60,000
交 通 安 全 (道 路)	3'~7'	18,500	8'~12'	21,300
交 通 安 全 (公安委員会)	3'~7'	1,650	8'~12'	1,900
住 宅	3'~7'	7,300千戸	8'~12'	7,100千戸
うち公的資金住宅		3,700		3,400

(出所) 大蔵省資料。

7-4 日本の経済計画一覧

名 称	策定年月	策定時 内 閣	計 画 期 間 (年度)	計 画 の 目 的	実質経済成 長率 (計画 期間平均)
経済自立5か年計画	55.12	鳩 山	56~60	経済の自立, 完全雇用	4.9%
新長期経済計画	57.12	岸	58~62	極大成長, 生活水準向上, 完全雇用	6.5%
国民所得倍増計画	60.12	池 田	61~70	極大成長, 生活水準向上, 完全雇用	7.8%
中期経済計画	65. 1	佐 藤	64~68	ひずみ是正	8.1%
新経済社会発展計画-40 年代への挑戦-	67. 3	佐 藤	67~71	均衡がとれ充実した経済社会への発展	8.2%
新経済社会発展計画	70. 5	佐 藤	70~75	均衡がとれた経済発展を通じる住み よい日本の建設	10.6%
経済社会基本計画-活力 ある福祉社会のために-	73. 2	田 中	73~77	国民福祉の充実と国際協調の推進の 同時達成	9.4%
昭和50年代前期経済計画 -安定した社会を目指し て-	76. 5	三 木	76~80	我が国経済の安定的発展と充実した 国民生活の実現	6%強
新経済社会7か年計画	79. 8	大 平	79~85	安定した成長軌道への移行, 国民生 活の質的充実, 国際経済社会発展へ の貢献	5.7%前後
1980年代経済社会の展望 と指針	83. 8	中曾根	83~90	平和で安定的な国際関係の形成, 活 力ある経済社会の形成, 安心して豊か な国民生活の形成	4%程度
世界とともに生きる日本- 経済運営5か年計画-	88. 5	竹 下	88~92	大幅な対外不均衡の是正と世界への 貢献, 豊かさを実感できる国民生活 の実現, 地域経済社会の均衡ある発展	3.75%程度
生活大国5か年計画-地 球社会との共存をめざし て-	92. 6	宮 沢	92~96	生活大国への変革, 地域社会との共 存, 発展基盤の設備	3.5%程度
構造改革のための経済社 会計画-活力ある経済・ 安心できるくらし-	95.12	村 山	95~ 2000	自由で活力ある経済社会の創造, 豊 かで安心できる経済社会の創造, 地 球社会への参画	3%程度 (96~2000 年度)

新計画に示された主要経済指標

	新 計 画	前 計 画
実質経済成長率	3 (1.75)	3.5
うち内需寄与度	3 (1.5)	3.75
名目経済成長率	3.5 (1.75)	5
消費者物価上昇率	0.75 (0.5)	2
卸売物価上昇率	▼0.25 (▼0.75)	0.25
完全失業率	2.75 (3.75)	2.25

完全失業率は最終年度, 新計画の()内は, 構造改革が進展しない場合の姿。単位・%程度, ▼は下落

(出所)「読売新聞」1995年, 11月30日。